

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 3 号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則（令和元年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定員）

第2条 保育・子育て総合支援センター（以下「センター」という。）の条例

第3条第4号から第6号までに掲げる事業の定員は、次のとおりとする。

川崎市川崎区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第6号に規定する事業	155名
川崎市中原区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第6号に規定する事業	130名
川崎市宮前区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第5号に規定する事業	9名
	条例第3条第6号に規定する事業	120名
川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第6号に規定する事業	120名

備考 条例第3条第5号に規定する事業の定員については、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年川崎市条例第41号）第21条第3項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合にあっては、当該定員を超え、それぞれのセンターにおいて保育を受ける乳児、幼児等の数と児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）を利用する乳児、幼児等の数との合計数がこの表に規定するそれぞれのセンターの条例第3条第6号に規定

する事業の定員に達するまでとすることができる。

第5条を第7条とし、第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援利用料)

第6条 条例第6条第2項第6号に規定する規則で定める額は、乳児等通園支援の利用時間1時間につき300円を基準として市長が別に定めるところにより算定した額とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業を行わないセンター)

第3条 条例第3条第5号に規定する規則で定めるセンターは、次に掲げるセンターとする。

- (1) 川崎市川崎区保育・子育て総合支援センター
- (2) 川崎市中原区保育・子育て総合支援センター
- (3) 川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。